平成２５年（フ）第７０６４号
東京都葛飾区青戸４丁目22―22―201
破産者　影山　昌美
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０６７号
東京都江東区三好１丁目５番６号
破産者　有限会社江戸裳
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２９８号
東京都足立区竹の塚４丁目３―20―402、開始決定時の住所東京都足立区中央本町４丁目５―３―304
破産者　大村　　積
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７７０５号
東京都港区浜松町２―７―11芝ＫＳビル９階、住民票上の住所東京都世田谷区代田５丁目15―９
破産者　長谷部　修
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３０６号
東京都足立区加賀２丁目18―10―207
破産者　杉井　謙治
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５３４号
東京都新宿区百人町３丁目１―５―2204
破産者　進藤　洋一
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５４０号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町１丁目３番12号
破産者　株式会社鈴屋
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５４１号
埼玉県川口市戸塚東３丁目30―18―303
破産者　鈴木　周次
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６３１号
埼玉県越谷市蒲生寿町14番22号
破産者　東部印刷有限会社
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６３２号
埼玉県越谷市元柳田町６―45　新越谷病院、住民票上の住所埼玉県さいたま市南区白幡４丁目22―８―103
破産者　泉澤　　茂
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６３３号
埼玉県さいたま市南区白幡４丁目22―８―103
破産者　泉澤　良子
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６４６号
東京都荒川区荒川１丁目３番９号
破産者　有限会社フェニックス
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６４７号
埼玉県越谷市大字大里40―１―838
破産者　川村　友市
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６９２号
東京都世田谷区深沢２丁目１番13―404号
破産者　合資会社スプリングフィールズ
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６９３号
東京都大田区久が原２丁目19―25―102
破産者　中久喜　恵（開始決定時の姓宇留間）
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７１１号
東京都小平市上水新町３丁目26番12号
破産者　有限会社クリーン・エキスプレス
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７１２号
東京都小平市上水新町３丁目26―12
破産者　和田　良治
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７２１号
東京都千代田区麹町２―12―１　グレンパーク半蔵門305号室、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区神田神保町２丁目28番地日下ビル
破産者　ａｒｃｏ　ｉｒｉｓ合同会社
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７２２号
東京都港区台場１丁目３―４―2207
破産者　和田　純一
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７６１号
東京都荒川区東尾久５丁目１番２号
破産者　有限会社エーアイ通商
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７６２号
東京都荒川区東尾久２丁目34―３　第四コーポアズマ101
破産者　井口　明美
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部